

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会の概要について (第4回／平成29年度第1回)

- 1 日 時 平成29年8月17日(木) 午後2時から4時まで
- 2 場 所 京都ガーデンパレス『鞍馬』
- 3 出席者 薬師寺委員長・太田委員・北村委員・山本委員・伊藤委員・白浜委員
京都府：人権啓発推進室長、国際課長他 関係部局職員
- 4 傍聴者 9名

5 議事の概要

(1) ヘイトスピーチに関する最近の動向について

川崎市「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン(案)」(平成29年6月公表)の概要について説明

(2) ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

「ヘイトスピーチ(不当な差別的言動)を理由とする府施設の使用制限に係るガイドライン(案)」について説明し、各委員から意見聴取

ガイドライン(案)のポイント

① 策定趣旨

ヘイトスピーチ解消法が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない」と宣言したことは、他の法令解釈の指針となり得るとした国会審議等を踏まえ、「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合に、施設管理者が各施設の設置・管理条例に基づく使用制限規定を解釈・運用する際に拠るべき基準として策定

② 対 象

地方自治法第244条の規定による「公の施設」(指定管理者制度を導入したものを含む)

なお、公の施設以外の府施設についても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ適切に対処

③ 「不当な差別的言動」の定義

ヘイトスピーチ解消法の定義に基づく不当な差別的言動(同法の定義に該当しない「不当な差別的言動」についても、同法に係る国会附帯決議、憲法及び人種差別撤廃条約の精神に鑑み、適切に対処)

④ 使用制限に係る基本方針

- ▶ 公の施設の利用申請があった場合は、許可することが原則
- ▶ 公の施設の使用不許可については、泉佐野市民会館事件等における最高裁判決で示された要件を満たす場合に限り、他の基本的人権に対する侵害を回避し、防止するために必要かつ合理的なもの(合憲・合法)と判断
- ▶ このことを基本とした上で、**「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合**、本ガイドラインで要件、手続等を明らかにした上で、例外的に不許可とすべき ※下線部が使用制限の要件
- ▶ ガイドラインの運用に当たっては、表現の自由その他日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害することのないよう留意

⑤ 使用制限の実施

区 分	概 要
不 許 可	施設の使用申請において、使用制限の要件に該当すると判断したとき、第三者機関（※）から意見聴取の上、不許可とすることができる。
許可の取消	施設の使用を許可した後、使用制限の要件に該当すると判断したとき、府行政手続条例に基づく手続を経た上で、その内容とともに第三者機関（※）から意見聴取の上、許可を取り消すことができる。
許可条件の付与	不特定多数が参加可能な集会等のため施設の使用を許可する場合、次の条件を付与 ア ハイットスピーチ解消法第2条の規定による不当な差別的言動を行わないこと イ アの条件に違反することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、許可を取り消すことができること

※ 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会

⑥ 各施設における不許可等の具体的適用

区 分	概 要
設置目的等による不許可	使用申請の内容が、施設の設置・管理条例の設置目的又は利用対象事業（対象者）に係る規定に該当しないと認められる場合は不許可
使用制限規定による不許可等	公序良俗に関する規定 ハイットスピーチ解消法で「不当な差別的言動は許されない」と宣言されたことから、使用制限の要件に該当する場合は、公序良俗を害するものと解釈して不許可（又は許可の取消）
	管理・運営上の支障に関する規定 地方公共団体は不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるよう努める責務があることから、不当な差別的言動が行われないよう施設を管理・運営する義務があると解釈し、使用制限の要件に該当する場合は不許可（又は許可の取消）

委員の主な意見

① 使用制限の要件について

- ▶ 府のガイドライン案は、泉佐野市民会館事件等の最高裁判決は押さえた上で、使用制限の要件は「不当な差別的言動」に係るものだけとなっている。
- ▶ 川崎市のガイドライン案にある「迷惑要件」を入れると、大人しく集会をやればハイットスピーチができてしまうことになり、ハイットスピーチの解消に努めるといふ地方自治体の責務に合わない。
- ▶ 使用制限の要件については、ガイドライン案のとおりで御賛同いただけるか。
 〈委員長→各委員異議なし〉

② 設置・管理条例における使用制限規定の解釈・運用について

- ▶ ヘイトスピーチ解消法は「不当な差別的言動」を違法とはしていない。にもかかわらず本ガイドラインで、「不当な差別的言動」が行われることが「公の秩序」や「善良な風俗」に反するとすることについては、なお違和感がある。
- ▶ 「公序良俗」に関する使用制限規定については、泉佐野市民会館事件の最高裁判決における園部裁判官補足意見(要旨：公の秩序に係る要件の適用については、集会の自由・表現の自由に対する公権力による恣意的な規制のおそれがないとはいえず、特に周到な配慮が必要)を踏まえ、適用を可とするのはいかがなものか。
- ▶ 「公序良俗」に関する規定よりも、「施設の業務や近隣住民の生活への支障」に関する規定の適用が適当。
- ▶ これまで専門委員会では、ヘイトスピーチ解消法を踏まえ、設置・管理条例に新たな使用制限規定を設けるのではなく、既にある規定をどのように読み込んで使用制限を行うのかを議論してきた。「近隣住民の生活への支障」に関する規定を適用するとすると、川崎市のガイドライン案にある「迷惑要件」を導入するようなもの。
- ▶ 「公序良俗」に関する規定は一般条項なので、使いたくないのは分かるが、具体的な施設の使用承認申請において、客観的な事実を照らし、具体的に明らかといえるかどうかを判断した上での解釈であるから、ガイドラインで適用可とすることはやむを得ないのではないか。
- ▶ 「管理・運営上の支障」に関する規定の適用には賛同。
- ▶ 川崎市は、使用制限の判断が完全に施設管理者の裁量に任せられる規定を使っている。そのことも参考に考える必要がある。
- ▶ ガイドラインの策定においては、各施設の設置・管理条例の使用制限規定を精査して、何が使えて何が使えないのかを議論していくことになる。「公序良俗」に関する使用制限規定の適用については、その中で引き続き議論していくこととしたい。(委員長)

③ 許可の取消について

- ▶ 許可の取消を行うための調査や第三者機関の意見を聴くための時間が、実質的程度確保できるのかどうかという問題がある。
- ▶ 許可取消の場合には標準処理期間は関係ないが、施設管理者が「取消相当」と判断する時期は集会等の開催直前ということも考えられ、現実的には取消手続きを行うことは困難と思われる。

④ その他

- ▶ ガイドライン案では、不特定多数の参加が予想される集会等のため公の施設の使用を許可する場合、一律に条件を付与することとしているのは、ヘイトスピーチ(不当な差別的言動)はしない、ということが前提になっていると考えて良いか。〔←事務局：お見込みのとおり。申請者に対する啓発の意味も含め、許可条件という形で一律に付与するもの〕
- ▶ 川崎市は利用制限の種類として「警告」という段階を設けているが、どういった場合に警告を行うのかという判断が難しい。府のガイドライン案で示されている一律の許可条件付与であれば、条件付けをする・しないの判断をする必要がなく、利用者への啓発効果の面でも適当と考える。
- ▶ 特定少数が開催する会場でヘイトスピーチが行われ、それを録画してインターネット上で流通させた場合はどうなるのか。〔←事務局：難しい問題であるが、インターネット上の情報を視聴するかどうかには、利用者に判断の余地があることを考慮する必要があると考える。ただし、インターネット上の差別的な情報については、別途、削除要請等の対応が必要と認識〕
- ▶ 今後の専門委員会では、相談体制の充実や教育・啓発に関する施策の状況についても報告してもらいたい。